

災害援護資金貸付金の変更協議等（大阪府・兵庫県）について

1 協議等背景

- 災害援護資金貸付金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき国から地方公共団体に貸し付けられる貸付金であるが、地方公共団体側からすれば長期の借入金であることから、国の予算等貸付金債とされており、地方財政法に基づく総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可が必要となる。
- 阪神・淡路大震災を受けて平成7年度に大阪府及び兵庫県に償還期間12年で貸し付けられた災害援護資金貸付金については、転貸先の大阪府内及び兵庫県内の一般市町村において、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に基づき被災者からの償還を猶予したことに伴い、大阪府及び兵庫県において地方自治法施行令の規定により一般市町村から府県への償還を平成19年度及び平成24年度に猶予してきた。
- 今回、償還期限を迎え、市町村において被災者からの償還を再度猶予したことに伴い、内閣府（現在の所管省庁）において国への償還をさらに3年間猶予することを承認したことから、大阪府及び兵庫県から償還期間を3年間延長する変更協議等があったところである。

2 同意等方針

国の予算等貸付金債については、平成27年度地方債同意等基準運用要綱第五の六の2により、国の各省庁からの交付決定等に基づき速やかに同意又は許可を行う。

3 変更協議等の概要

団体名	当初借入額	現行償還期限	償還猶予額	延長後償還期限
大阪府	179,598千円	H27.12.14	16,818千円(9.4%)	H30.12.14
兵庫県	7,165,447千円	H27.9.18	654,761千円(9.1%)	H30.9.18
兵庫県	9,247,207千円	H27.12.5	907,673千円(9.8%)	H30.12.5
兵庫県	514,000千円	H28.2.15	80,462千円(15.7%)	H31.2.15

災害援護資金の概要

○根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭48法82)

- (1) 実施主体 市町村
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	250万円	270万円 (350)	350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円			
③住居の半壊	170万円(250)			
④住居の全壊	250万円(350)			
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円			

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

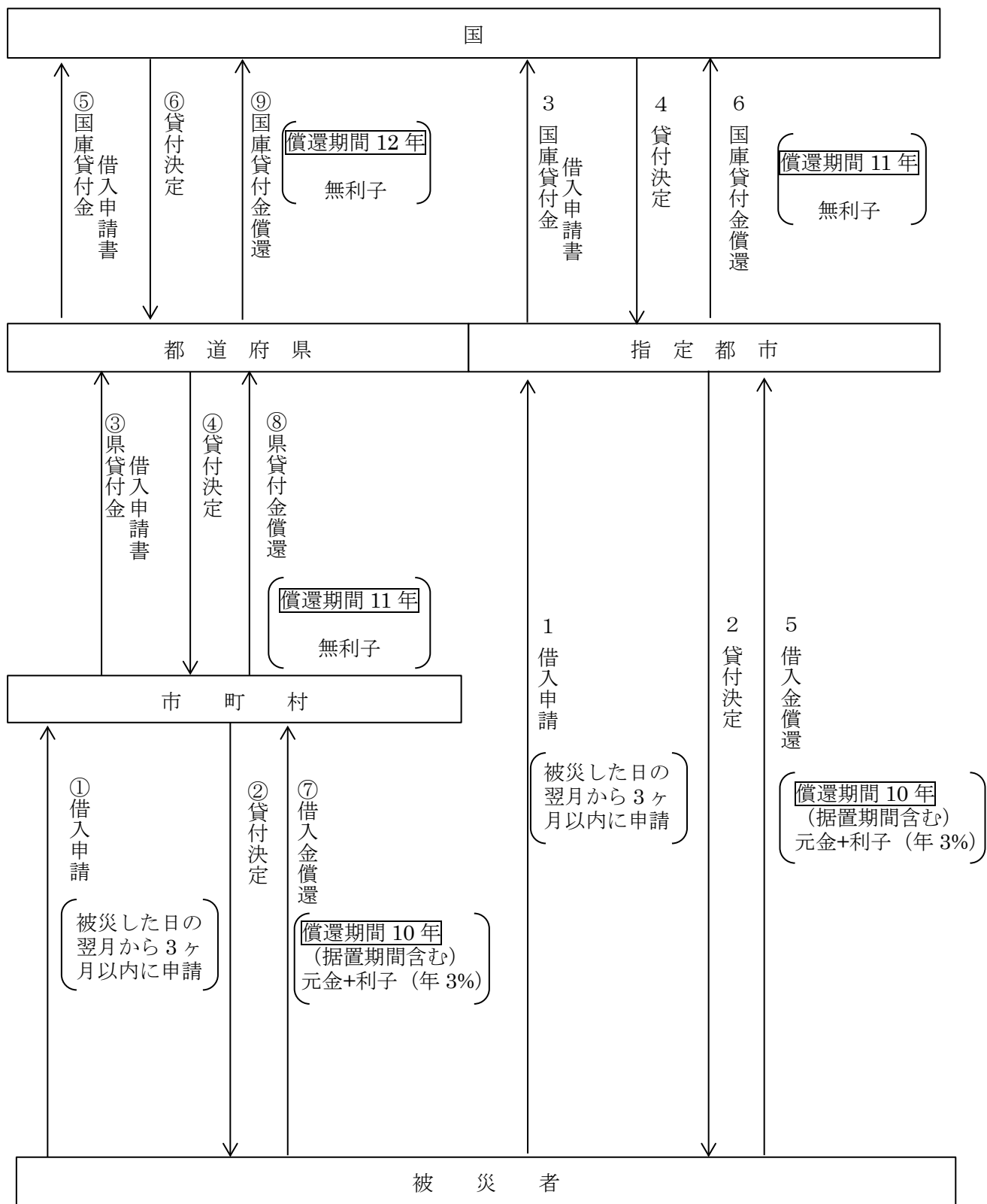
(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円とする。

- (6) 利率 年3% (据置期間中は無利子)
- (7) 据置期間 3年 (特別の場合5年)
- (8) 償還期間 10年 (据置期間を含む)
- (9) 償還方法 年賦又は半年賦
- (10) 貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

災害援護資金の貸付及び償還事務の流れ



根拠条文

1 地方債協議等関係

(1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2～12（略）

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

- 一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体
- 二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体
- 三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

(2) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

- 一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項及び第七条において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二～第二十条（略）

（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～第二十九条（略）

（決算未提出期間における起債の協議等についての特例）

第三十条 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三及び第五条の四の規定並びに第八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第三項	実質公債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
	実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額
	連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結実質赤字比率
	将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
法第五条の四第一項第一号	前条第四項第二号	当該年度の前年度の前条第四項第二号
法第五条の四第一項第二号	前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条第四項第一号
第八号	当該年度前年度前三年度	当該年度の前年度前三年度

(3) 平成27年度地方債同意等基準運用要綱（平成27年4月10日総務副大臣通知）（抄）

第五 その他の留意事項

六 国の予算等貸付金債

1（略）

- 2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続きと同スケジュールにより国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものとする。

2 災害援護資金貸付金の貸付け及び支払猶予関係

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（抄）

（災害援護資金の貸付け）

第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- 一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷
- 二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害
- 2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。
- 3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。
- 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。

（都道府県の貸付け）

第十一条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。

- 2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十一年を超えない範囲内で政令で定める。

（国の貸付け）

第十二条 国は、指定都市が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額又は都道府県が前条第一項の規定により市町村に貸し付ける貸付金の額の三分の二に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、指定都市又は都道府県に貸し付けるものとする。

- 2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十二年（指定都市に対するものにあつては十一年）を超えない範囲内で政令で定める。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）（抄）

（償還金の支払猶予）

第十一条 市町村は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第七条第二項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。

- 2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

第十二条～第十五条（略）

附則

1～2（略）

3 阪神・淡路大震災に係る法第十二条第一項の規定による国の貸付金に係る 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、次に掲げる場合においては、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

- 一 府県が、市町（指定都市を除く。）に対し、地方自治法施行令第百七十一条の六第一項の規定により府県の貸付金の償還期限を延長したとき。
- 二 指定都市が第十一条第一項の規定により償還金の支払を猶予したとき。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（履行延期の特約等）

第七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従つて第三者に貸付けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

(4) 国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）（抄）

（履行延期の特約等を行うことができる場合）

第二十四条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の場合によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）について、他の法律に基く場合のほか、**次の各号の一に該当する場合に限り**、政令で定めるところにより、**その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる**。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 契約に基く債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、所定の履行期限によることが公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。
- 五 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 六 **貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第四号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。**

2～3（略）

（履行期限を延長する期間）

第二十五条 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から五年（前条第一項第一号又は第六号に該当する場合には、十年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、**さらに履行延期の特約等をするを妨げない**。

3 東日本大震災に対処するための援助及び助成関係（参考）

(1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

（平成23年5月2日法律第40号）（抄）

（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）

第百三条 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十三条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント（政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント）」と、同法第十三条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。

- 2 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金の支給等に関する法律第十一条第一項の貸付け及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けについての同法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定の適用については、同法第十一条第二項中「十一年」とあるのは「十四年」と、同法第十二条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

(2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年5月2日政令第131号）（抄）

（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）

第十四条 法第百三条第一項の政令で定めるものは、東日本大震災により著しい被害を受けた者であることの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者とする。

- 2 法第百三条第一項の政令で定める日は、平成三十年三月三十一日とする。
- 3 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号。以下「災害弔慰金法」という。）第十条第一項の災害援護資金の貸付けについての災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「災害弔慰金令」という。）第四条の規定の適用については、同条中「当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前前年」とあるのは「平成二十一年の所得（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあつては、平成二十三年）」と、「その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分」とあるのは「平成二十二年度分（平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあつては、平成二十四年度分）」とする。
- 4 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金法第十条第一項の災害援護資金の貸付けについて保証人を立てる場合にあつては、当該保証人は、当該災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、災害弔慰金令第十条の規定による違約金を包含するものとする。
- 5 法第百三条第一項の規定により読み替えて適用する災害弔慰金法第十三条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害弔慰金令第十一条第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、同項の支払期日から十年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合とする。
- 6 法第百三条第一項の規定により災害弔慰金法第十条第三項の規定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第七条第二項の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。
- 7 法第百三条第二項の規定により災害弔慰金法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第十三条及び第十四条の規定の適用については、災害弔慰金令第十三条中「十一年」とあるのは「十四年」と、災害弔慰金令第十四条中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。
- 8 災害弔慰金令第八条の規定は、法第百三条第一項に規定する者については、適用しない。